

第 3 期

子ども・子育て支援事業計画 【素案】

令和 7 年 2 月

鹿児島県 屋久島町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	3
2 国の動向	3
（1）こども基本法施行、こども未来戦略・こども大綱等の閣議決定（令和5年）	3
（2）改正児童福祉法の施行（令和6年4月）	6
（3）改正子ども・子育て支援法の施行（令和6年10月）	7
（4）子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正のポイント	7
3 計画の性格、位置づけ	9
（1）子ども・子育て支援法に基づく計画	9
（2）次世代育成支援対策推進法に配慮した計画	9
（3）屋久島町長期振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画	9
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	10
（1）ニーズ調査の実施	10
（2）子ども・子育て会議の開催	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	11
1 少子化の動向	13
（1）人口の推移	13
（2）児童人口の推移と推計	14
（3）出生の動向	16
（4）婚姻、離婚の動向	18
2 世帯の状況	19
（1）子どものいる世帯の推移	19
（2）母子世帯、父子世帯数の推移	19
3 就労の状況	20
（1）女性の労働力率の推移	20
（2）女性の労働力率の比較	20
4 母子保健に関する状況	21
（1）妊娠届出率	21
（2）妊婦健康診査受診率	21
（3）低出生体重児の割合（2,500グラム未満）	22
（4）乳児（3～4か月児）健康診査受診率	22
（5）1歳6か月児健康診査受診率	23
（6）3歳児健康診査受診率	23
（7）3歳児のむし歯有病者率	24
5 教育・保育サービスの状況	25
（1）認定こども園の利用状況	25
（2）保育所の利用状況	26

第3章 計画の目指す方向	27
1 めざす姿	29
2 基本理念	29
3 計画の基本的な方針	30
4 計画の体系図	31
第4章 施策の展開	33
1 地域における子育て支援サービスの充実	35
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	37
3 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	41
4 子育てにかかる費用への支援	42
5 県が行う施策との連携	45
(1) 児童虐待防止対策の充実	45
(2) ひとり親家庭の自立支援の充実	45
(3) 職業生活と家庭生活との両立支援	46
第5章 事業計画	47
1 教育・保育の提供区域の設定	49
2 幼児期の学校教育・保育	49
(1) 教育・保育の支給の認定について	49
(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」	50
3 保育利用率の目標設定	52
(1) 保育利用率とは	52
(2) 保育利用率の目標値の設定	52
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	53
5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	53
6 地域子ども・子育て支援事業	54
(1) 利用者支援事業	55
(2) 地域子育て支援拠点事業	56
(3) 妊婦健康診査	57
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	58
(5) 養育支援訪問事業	59
(6) 子育て短期支援事業	60
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	61
(8) 一時預かり事業	62
(9) 延長保育事業	63
(10) 病児・病後児保育事業	64
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	65
(12) 子育て世帯訪問支援事業	67
(13) 児童育成支援拠点事業	67
(14) 親子関係形成支援事業	68

(15) 妊婦等包括相談支援事業	68
(16) 乳児等通園支援事業	69
(17) 産後ケア事業	69
(18) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	70
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	70
第6章 計画の推進	71
1 計画の推進体制	73
2 進捗状況の管理	73
資料編	75
1 屋久島町子ども・子育て会議条例	77
2 屋久島町子ども・子育て会議委員名簿	79

「障害者」等の「害」の字の表記については、固有名詞や法令等を除いて「障がい」と平仮名で表記しています。

このページは白紙です。

第 1 章

計画策定の趣旨

このページは白紙です。

1 計画策定の趣旨

急速な少子・高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5（2023）年4月、子ども政策を我が国社会のまんやかに据え、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足されるとともに、こども基本法が施行されました。また、同年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とする「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する「こどもの居場所づくりに関する指針」、すべての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進する「こども未来戦略」が閣議決定されました。

屋久島町（以下「本町」という）においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の需要見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定めた「第2期屋久島町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量をともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進しています。

この度、「第2期屋久島町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、国の動向や本町におけるこれまでの取組の成果と課題、町民のニーズ等を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期屋久島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 国の動向

（1）こども基本法施行、こども未来戦略・こども大綱等の閣議決定（令和5年）

▶こども基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。

▶こども未来戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」を策定。「こども未来戦略」では以下の戦略を基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

▶こども大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和5年12月22日に閣議決定。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

<こども大綱に示された重要事項等>

①ライフステージを通じた重要事項

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ・こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等

イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- ・こどもまんなかまちづくり
- ・こども・若者が活躍できる機会づくり
- ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

ウ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
- ・慢性疾病、難病を抱えるこども・若者への支援

エ こどもの貧困対策

- ・教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援

オ 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- ・地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等

カ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・児童虐待防止対策等の更なる強化
- ・社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ・ヤングケアラーへの支援

キ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・こども・若者の自殺対策
- ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- ・非行防止と自立支援

②ライフステージ別の重要事項

ア こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健
- ・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

イ 学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

ウ 青年期

- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

③子育て当事者への支援に関する重要事項

ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

イ 地域子育て支援、家庭教育支援

ウ 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

エ ひとり親家庭への支援

④こども施策を推進するために必要な事項

ア こども・若者の社会参画・意見反映

イ こども施策の共通の基盤となる取組

▶ **幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン**

こども家庭審議会で幼児期までのこどもの育ちについて着目した議論がされ、共有したい理念や基本的な考え方がまとめられて令和5年12月22日に閣議決定。

<こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン>

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

▶こどもの居場所づくりに関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３年１２月２１日閣議決定）において、「こども家庭庁はこどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う」こと、「こどもの居場所づくりに関する指針を閣議決定し、これに基づき強力に推進」することが定められました。

これを踏まえ、こども家庭庁の発足を待たずして、国では「こどもの居場所づくりに関する調査研究」を実施し、令和５年４月２１日には、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、こども家庭庁設置法（令和４年法律第７５号）第７条第１項に基づき、「こども大綱」の案の作成に向けた今後５年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等の検討とあわせて、「こどもの居場所づくりに関する指針」の案の策定に向けた具体的な事項の検討が諮問され、令和５年１２月２２日に閣議決定。

<４つの基本的な視点>

- ①ふやす ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- ②つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- ③みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ④ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

<各視点に共通する事項>

●こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

●こどもの権利の擁護

こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

●官民の連携・協働

居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

（２）改正児童福祉法の施行（令和６年４月）

<改正の趣旨>

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

＜改正の概要＞

- ①子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ②一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ③社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ④児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ⑤一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ⑦児童をわいせつ行為から守る環境整備

（３）改正子ども・子育て支援法の施行（令和６年１０月）

＜改正の趣旨＞

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

＜改正の概要＞

- ①「加速化プラン」において実施する具体的な施策
 - ア ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - イ 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - ウ 共働き・共育での推進
- ② 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設
- ③ 子ども・子育て支援金制度の創設

（４）子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正のポイント

＜改正の趣旨＞

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。

当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

＜改正の概要＞

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③こどもの権利擁護に関する事項の追加

→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

④その他所要の改正

→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

■家庭支援事業の新設及び拡充

新 設	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
	・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ・訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
	・養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ・児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
	・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ・親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
拡 充	子育て短期支援事業
	・保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ・専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	一時預かり事業
	・子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

3 計画の性格、位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法第 61 条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

令和 6 年 5 月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までに再延長されました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。また、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための環境整備をめざす「母子保健計画」については、その対象が次世代育成支援行動計画と重なることから、この計画には母子保健計画を包含したものとします。さらに、「放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

(3) 屋久島町長期振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画

本計画は、本町のまちづくりの基本となる「屋久島町第二次振興計画」を上位計画とし、障害児福祉計画等の他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに関する基本計画として策定します。

4 計画の期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和7年度から令和11年度までの5年を1期とする計画とします。

但し、本町の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育てニーズ等を把握するためのアンケートを実施するとともに、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「屋久島町子ども・子育て会議」で審議を行うほか、他の計画との整合等、総合的な保健福祉の推進について関係課における審議を経て策定しました。

(1) ニーズ調査の実施

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施した調査です。

調査概要			
調査対象	屋久島町在住の就学前児童（0～6歳）及び小学校の保護者		
調査方法	町内の教育・保育施設及び小学校を通じた配布回収		
調査時期	令和6年2月		
回収結果	配布件数	回収件数	回収率
	824件	578件	70.1%

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に基づく「屋久島町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

このページは白紙です。

1 少子化の動向

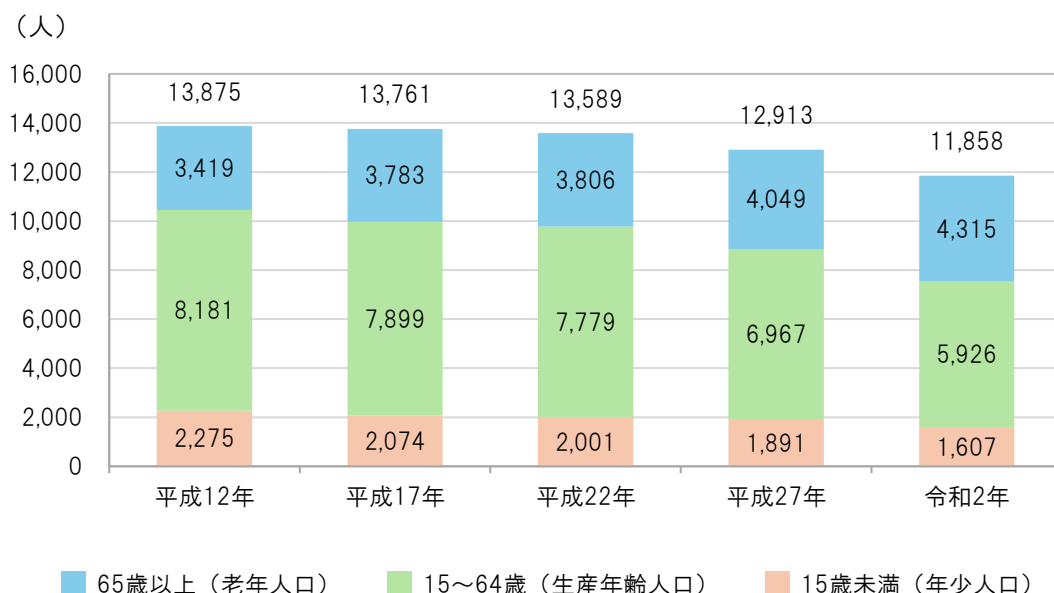
(1) 人口の推移

令和2年国勢調査結果による本町の総人口は 11,858 人となっており、このうち、15歳未満の年少人口は 1,607 人、総人口の 13.6%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間で 2.8 ポイント減少しています。一方で 65 歳以上の老年人口の割合は 11.8 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移（年齢3区分）】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	13,875	13,761	13,589	12,913	11,858
15歳未満 (年少人口)	2,275	2,074	2,001	1,891	1,607
	16.4%	15.1%	14.7%	14.6%	13.6%
15～64歳 (生産年齢人口)	8,181	7,899	7,779	6,967	5,926
	59.0%	57.4%	57.2%	54.0%	50.0%
65歳以上 (老年人口)	3,419	3,783	3,806	4,049	4,315
	24.6%	27.5%	28.0%	31.4%	36.4%



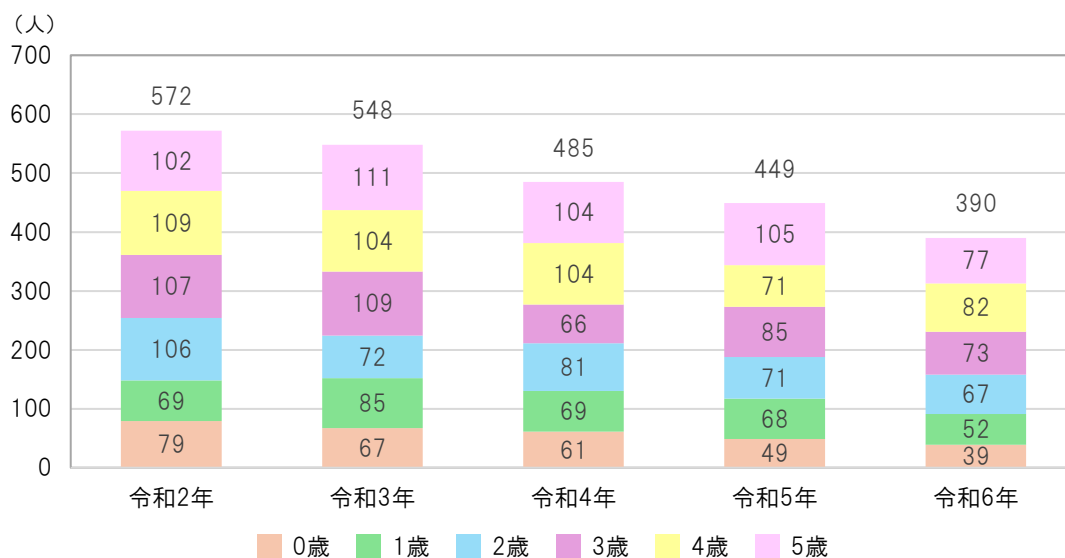
※総人口は「不詳」を含むため、3区分を合計しても総人口に一致しない場合があります

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 児童人口の推移と推計

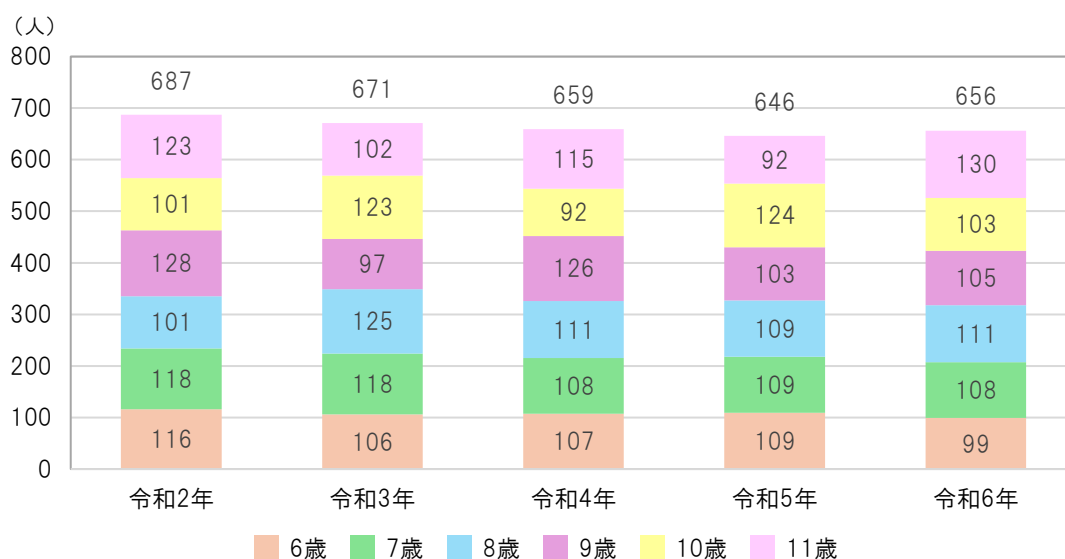
0～5 歳の年齢階級別人口は減少傾向にあり、令和6年は390人となっており、令和2年から182人減少しています。6～11歳の年齢階級別人口については、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年は656人となっています。

【0-5 歳の年齢階級別人口の推移】



資料：住民基本台帳データ（各年3月31日現在）

【6-11 歳の年齢階級別人口の推移】

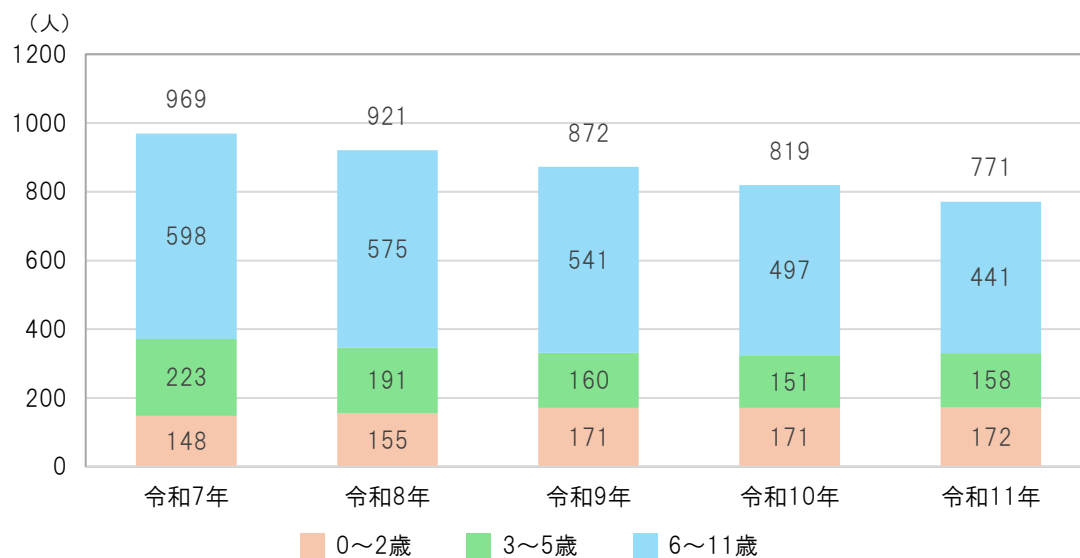


資料：住民基本台帳データ（各年3月31日現在）

0～11 歳人口は減少傾向で推移することが予想され、令和 11 年度には 0-11 歳人口は 771 人となる見込みです。

年齢階層別にみると、令和 11 年度は、0～2 歳は 172 人、3～5 歳が 158 人、6～11 歳が 441 人となる見込みです。

【年齢階層別の推計人口】



推計方法:住民基本台帳データを基にコーホート変化率法を用いて算出。

(3) 出生の動向

本町の出生数は、令和4年は48人となっており、人口千人あたりの出生率をみると、県及び全国より低い水準で推移しており、令和4年は4.2となっています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成30年から令和4年は1.71となっており、減少傾向にあります。

【出生数及び出生率の推移】

屋久島町					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数（人）	86	72	81	71	48
出生率（人/人口千対）	7.0	6.0	6.9	6.1	4.2

鹿児島県					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数（人）	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
出生率（人/人口千対）	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8

全国					
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数（人）	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率（人/人口千対）	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

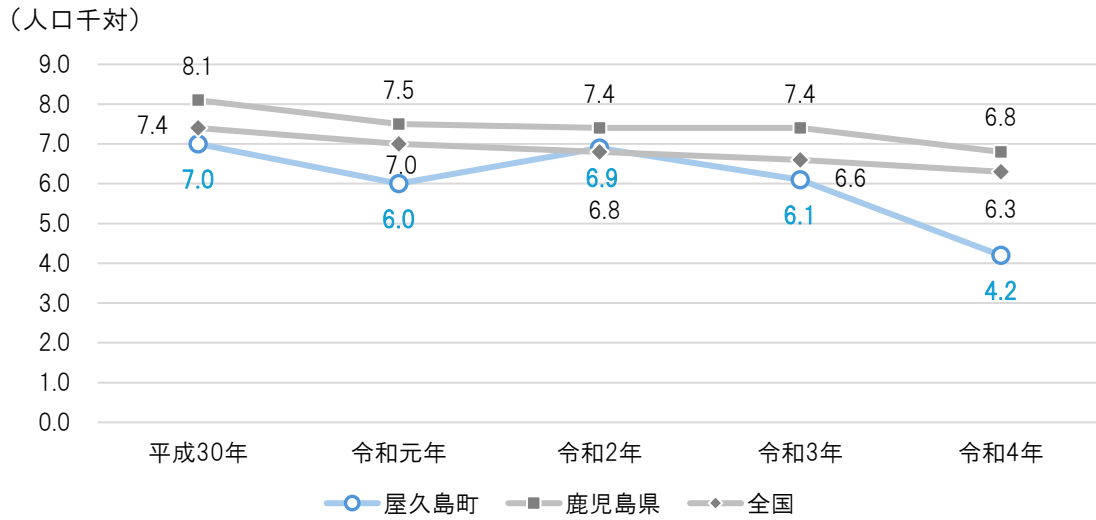
資料：人口動態統計（鹿児島県）

【合計特殊出生率の推移】

区分	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
屋久島町	2.02	2.03	1.99	1.71
鹿児島県	1.52	1.62	1.68	1.62
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

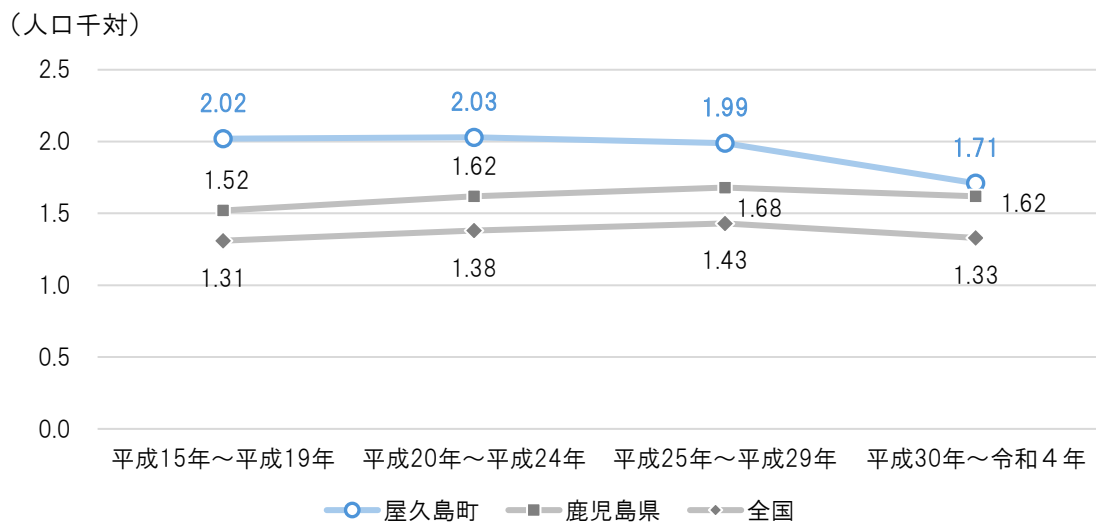
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【出生率の推移】



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

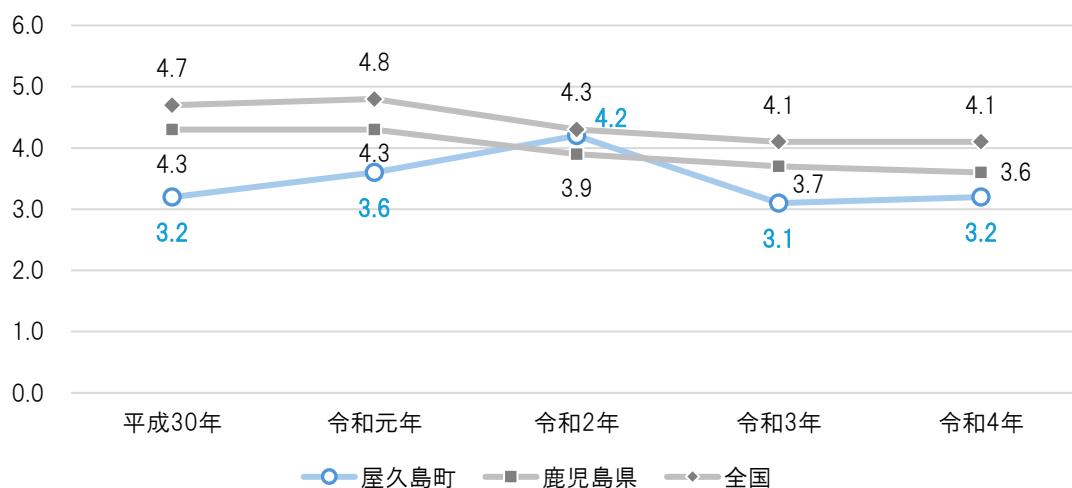
(4) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、国及び県平均より低い水準で推移しており、令和4年は 3.2 となっています。

一方、離婚率は、増減がみられるものの、国及び県平均より高い水準で推移しており、令和4年は 1.94 となっています。

【婚姻率の推移】

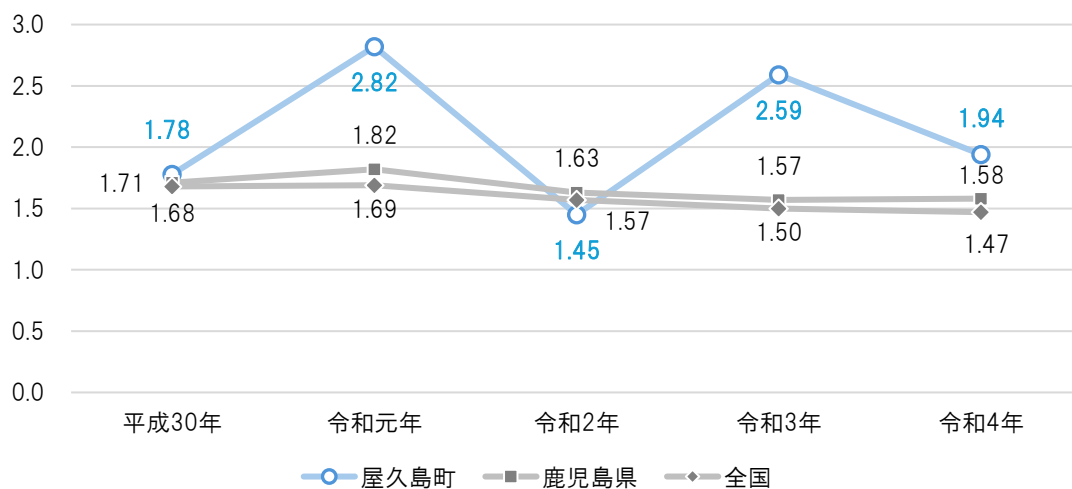
(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【離婚率の推移】

(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

2 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、令和2年は428世帯で、平成27年と比較して93世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯数は1,021世帯で、平成27年と比較して138世帯減少しています。

【子どものいる世帯数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	5,892	6,109	6,238	6,123	5,836
6歳未満の子どもがいる世帯数	592	577	585	521	428
18歳未満の子どもがいる世帯数	1,438	1,310	1,249	1,159	1,021

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯は、令和2年は118世帯となっており、平成27年と比較して8世帯減少しているものの18歳未満の子どもがいる世帯に対する割合は上昇して11.6%となっています。

父子世帯については、2世帯減少し11世帯となっており、18歳未満の子どもがいる世帯に対する世帯の割合は1.1%となっています。

【母子・父子世帯数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の子どもがいる世帯数	1,438	1,310	1,249	1,159	1,021
母子世帯数	76	91	110	126	118
	5.3%	6.9%	8.8%	10.9%	11.6%
父子世帯数	26	24	15	13	11
	1.8%	1.8%	1.2%	1.1%	1.1%

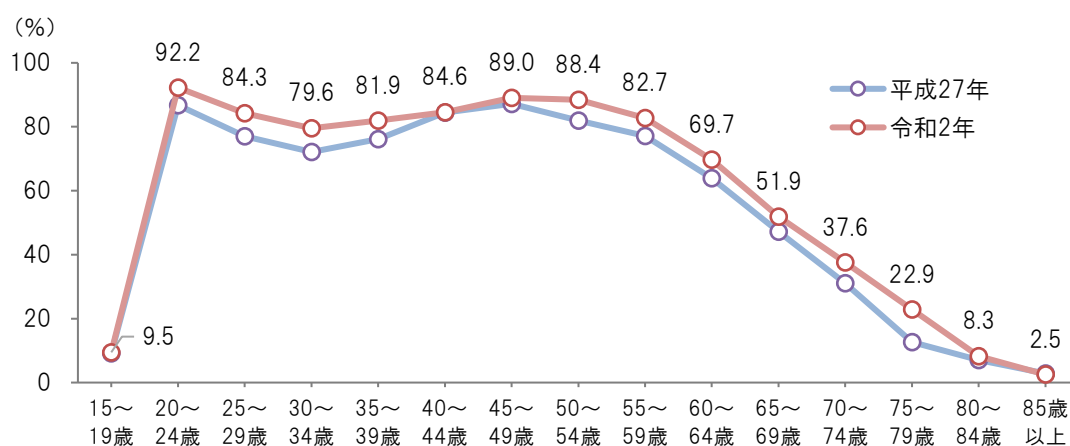
資料：国勢調査（総務省統計局）

3 就労の状況

(1) 女性の労働力率の推移

令和2年の女性の労働力率は、「20～24 歳」(92.2%)と「45～49 歳」(89.0%)を左右のピークとして「30～34 歳」を底とするM字型カーブを描いています。平成27年と比較すると、M字型の底の値は7.4ポイント上昇して79.6%となっています。

【女性の労働力率の推移】



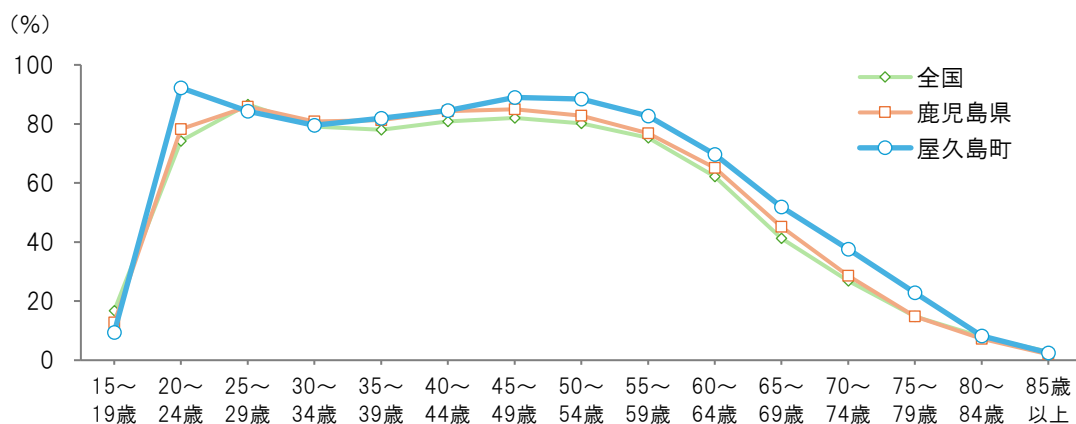
資料：国勢調査（総務省統計局）

※女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

(2) 女性の労働力率の比較

女性の労働力率を国や県と比較すると、概ね国や県と同じ傾向となっています。

【女性の労働力率の比較（令和2年）】

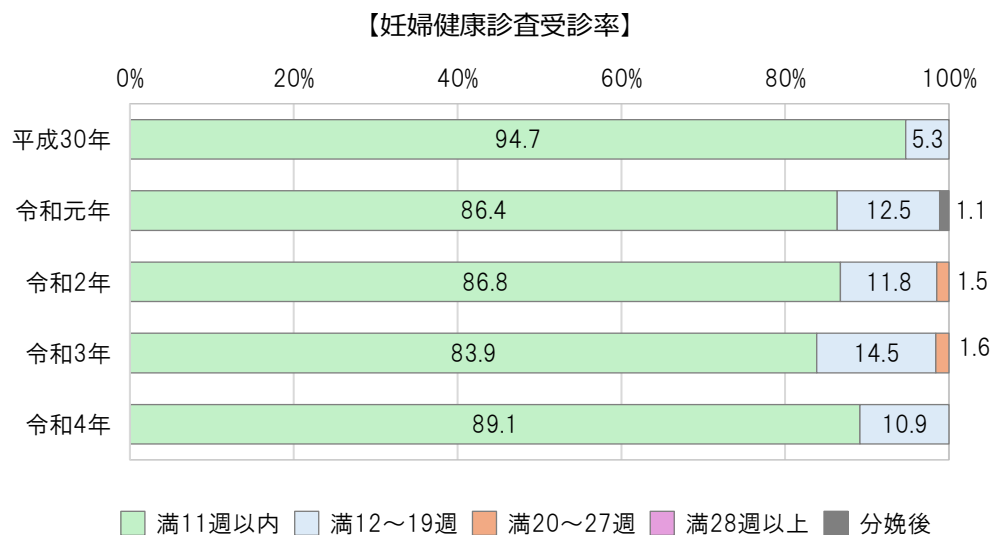


資料：国勢調査（総務省統計局）

4 母子保健に関する状況

(1) 妊娠届出率

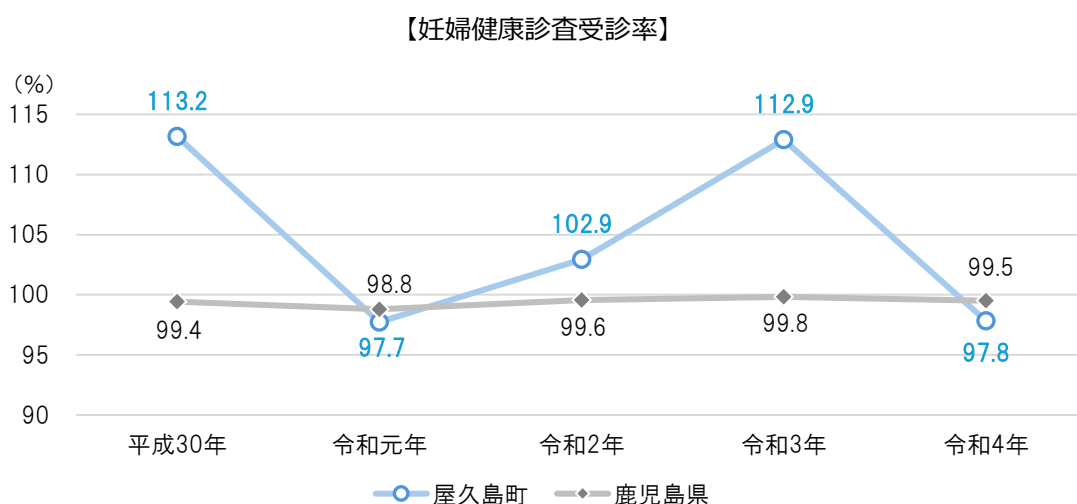
令和4年の妊娠 11 週以内での届け出率は 89.1%、満 12～19 週以降の届け出率は 10.9%となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

(2) 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、令和4年は 97.8%となっており、県平均より低い水準となっています。



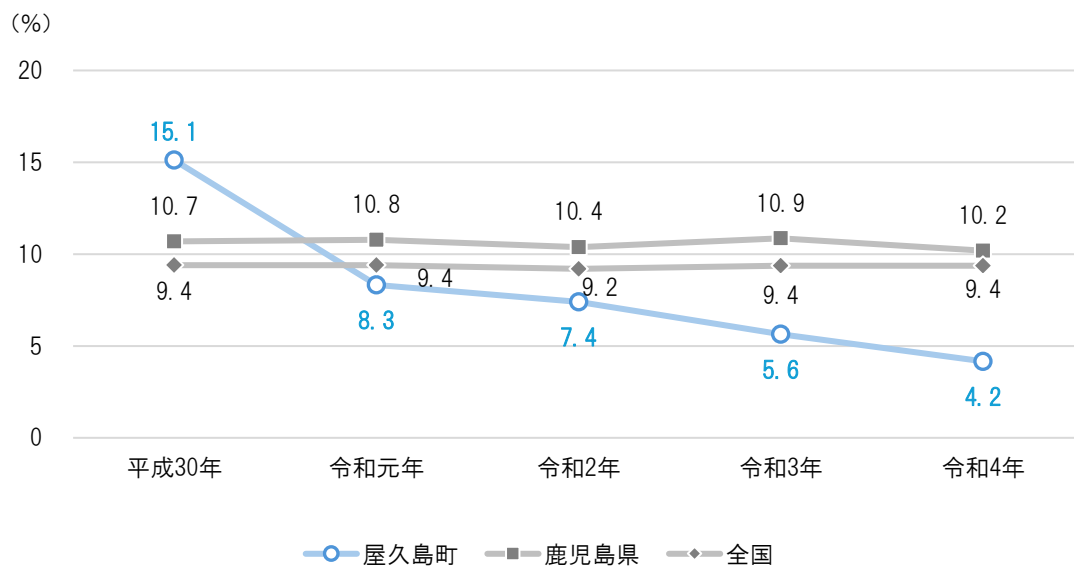
※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が 100%を超える場合があります。

資料：鹿児島県の母子保健

(3) 低出生体重児の割合（2,500グラム未満）

低出生体重児の割合は、令和4年は4.2%となっており、県平均より低い水準となっています。

【低出生体重児の割合の推移】

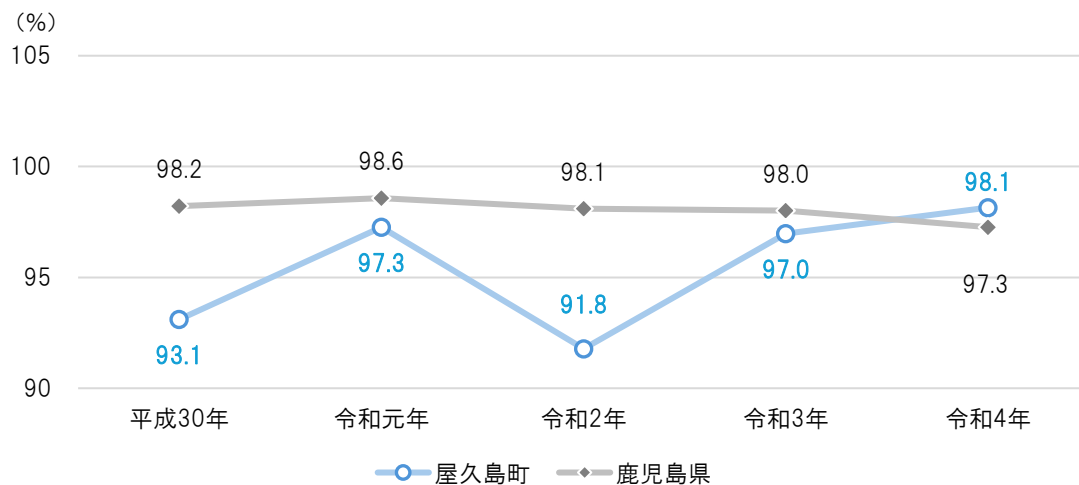


資料：人口動態統計（厚生労働省）

(4) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、県平均より低い水準で推移していましたが、令和4年は98.1%と県より高い水準となっています。

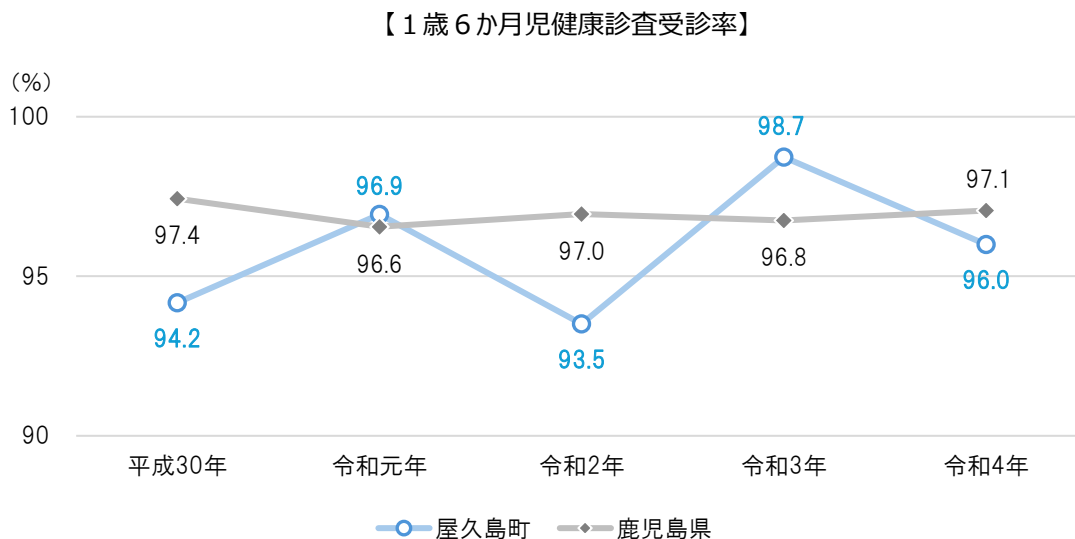
【乳児（3～4か月児）健康診査受診率】



資料：鹿児島県の母子保健

(5) 1歳6か月児健康診査受診率

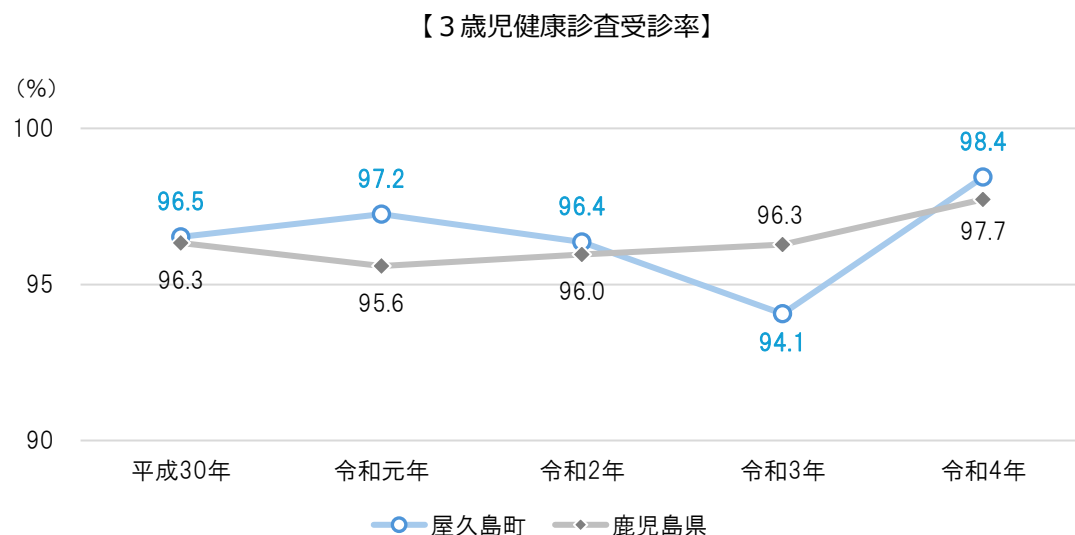
1歳6か月児健康診査受診率は、令和4年は96.0%となっており、県平均より低い水準となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

(6) 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、令和4年は98.4%となっており、県より高い水準となっています。

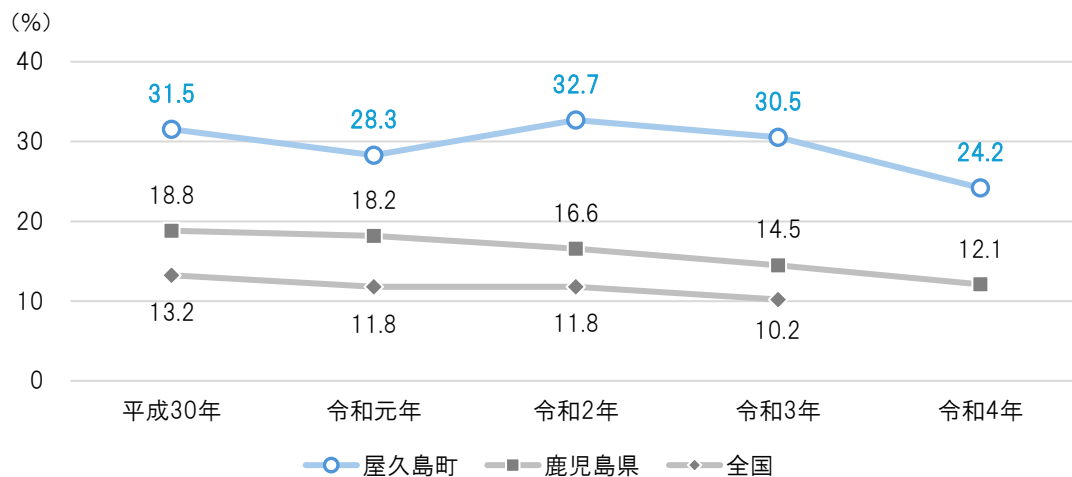


資料：鹿児島県の母子保健

(7) 3歳児のむし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は、低下傾向にあるものの、国及び県平均より高い水準で推移しており、令和4年は24.2%となっています。

【3歳児のむし歯有病者率の推移】



※令和4年度の全国値は、地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）が公表されていないため未掲載
資料：鹿児島県の母子保健

5 教育・保育サービスの状況

(1) 認定こども園の利用状況

認定こども園は、4 か所、定員数 234 人となっています。利用者数は令和 5 年度で 262 人となっています。

【認定こども園の利用者数の推移】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号	3～5歳	75人	72人	54人	53人	49人
2号	3～5歳	109人	148人	158人	144人	137人
3号	0歳	8人	13人	15人	19人	18人
	1歳	23人	26人	30人	23人	33人
	2歳	28人	35人	26人	27人	25人
計		243人	294人	283人	266人	262人
施設数		3か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【各施設の利用定員】

		安房保育園	ゆかり幼稚園・どんぐりの森保育園	すみれ子ども園	あゆみの森こども園	認定区分別定員
1号	3～5歳	9人	15人	15人	15人	54人
2号	3～5歳	45人	33人	20人	24人	122人
3号	0歳	3人	3人	3人	0人	9人
	1歳	6人	7人	8人	3人	24人
	2歳	6人	7人	9人	3人	25人
施設定員		69人	65人	55人	45人	234人

(2) 保育所の利用状況

保育所は、2カ所、定員 93 人となっています。令和 5 年度の利用者数は 107 人となっています。

【認可保育所の利用者数の推移】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2号	3～5歳	103人	79	71	65	58
3号	0歳	26人	16	15	16	10
	1歳	34人	16	19	23	14
	2歳	44人	24	16	23	25
計		207人	135	121	127	107
施設数		4カ所	3	3	3	3

【各施設の利用定員】

		なかよし保育園	マンマハウス	認定区分別 定員
2号	3～5歳	43人	0人	43人
3号	0歳	9人	3人	12人
	1歳	14人	5人	19人
	2歳	14人	5人	19人
施設定員		80人	13人	93人

第3章

計画の目指す方向

このページは白紙です。

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより、家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

さらに、家庭や地域社会における子育て家庭の孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに意義を感じ、子どもを生み育てたいと思う気持ちをだれもが率直に持つことは難しくなっています。

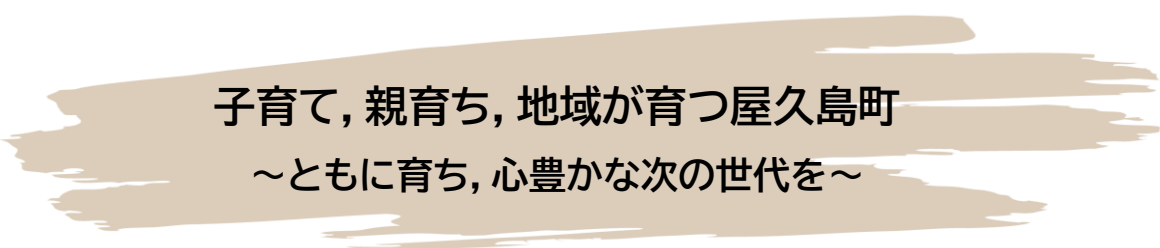
このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

第2期計画では以下の3つの環境づくりを基本理念として、親と子がすこやかに暮らすことのできる社会を目指し、施策の展開を行ってきました。

本計画においても、これまでの取組と子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、第2期計画の理念を継承し、少子化の中で一人一人の子どもの成長・発達を町全体で支援する取組の充実を目指します。



子育て, 親育ち, 地域が育つ屋久島町
～ともに育ち, 心豊かな次の世代を～

○健やかに子どもを生み育てる環境づくり

○子育てに喜びを感じることができる環境づくり

○地域社会でみんなが子育てを見守る環境づくり

3 計画の基本的な方針

本計画においては、こども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針として子ども施策を推進します。

①子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担う子どもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

②子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

子どもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難な子どもに配慮し、子どもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

③子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します。

産前産後、乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、子どもと育児当事者を支えます。

④成育環境を整えすべての子どもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

⑤関係省庁や、民間団体などとの連携を重視します。

こども家庭庁をはじめ公共団体、民間団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、子ども施策を推進します。

また、子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、子どもに関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支えます。

4 計画の体系図

基本理念	子育て，親育ち，地域が育つ屋久島町 ～ともに育ち，心豊かな次の世代を～ ○健やかに子どもを生み育てる環境づくり ○子育てに喜びを感じることができる環境づくり ○地域社会でみんなが子育てを見守る環境づくり	
基本施策	1	地域における子育て支援サービスの充実
	2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
	3	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
	4	子育てにかかる費用への支援
	5	県が行う施策との連携
事業計画	学校教育・保育の量の見込みと確保方策	
	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
	その他計画の記載事項	

このページは白紙です。

第4章

施策の展開

このページは白紙です。

1 地域における子育て支援サービスの充実

子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに、保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえ、サービス提供体制の整備や保育人材の確保に努めます。

子どもの遊び場

福祉支援課（福祉事務所）

乳幼児とその保護者を対象に、身近な遊び場や親子の交流の場として、保健センターを開放しています（宮之浦保健センター/月1回 尾之間保健センター/月1回）。また、民生委員・児童委員とも連携し、子育てサロンの場としても提供します。（尾之間保健センター/月1回）。

子育て講座

福祉支援課（福祉事務所）

令和5年度に開所した子育て支援センターで月1回以上実施している「子育て講座」において、地域で子育て支援に関して活動している人材を積極的に活用し、子育て支援サービスの拡充を図ります。

民生委員・児童委員活動

福祉支援課（福祉事務所）

地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っていきます。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行っていきます。

乳児家庭全戸訪問

福祉支援課（福祉事務所）

生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、子育て支援を行います。

新生児・乳幼児訪問指導

福祉支援課（福祉事務所）

育児上指導が必要な新生児・乳児、あるいは健康診査の未受診児・要観察児など事後観察が必要な乳幼児を対象に、助産師や保健師が家庭訪問による指導を実施します。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター運営事業）

福祉支援課（福祉事務所）

地域において子育て家庭の親とその子ども（就学前の児童及び保護者）の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

養育支援訪問事業**福祉支援課（福祉事務所）**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を支援します。

子育て世帯訪問支援事業**福祉支援課（福祉事務所）**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事及び育児に関する支援を行います。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安心して産み育てていくために、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・支援体制の確保に努め、健康診査、訪問指導、保健指導等の各種母子保健事業の充実を図ります。

母子健康手帳の交付・妊婦健康相談

福祉支援課（福祉事務所）

妊娠の届出をした方に対し、母子健康手帳を交付し、定期的な健康診査の受診を呼びかけます。また、身体面・心の面の健康状態を聞き取り、指導を行うとともに、必要に応じ訪問指導やこころの健康相談等の継続した支援につなげます。（本庁で月 4 回ずつ実施）。令和 5 年度からは、「伴走型相談支援」の 1 回目も兼ねて実施しています。

伴走型相談支援

福祉支援課（福祉事務所）

妊娠届出時と妊娠 8 か月時、出産後に面談等を行い、出産・育児等の相談や、子育てガイドを通じて、それぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

妊婦のための支援給付事業

福祉支援課（福祉事務所）

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付金を支給します。

ハローベビー（産前教室）

福祉支援課（福祉事務所）

妊娠、分娩についての不安をとり除き、妊娠期を健康に過ごし、安心して育児に取り組めること、また同じ地区内での仲間づくりの場としての目的で、町内の全妊婦を対象に実施します。（本庁で年 8 回ずつ実施）

妊産婦訪問指導

福祉支援課（福祉事務所）

健康診査の結果、身体的条件又は生活環境等の理由などにより指導を必要とする妊産婦に対し、保健師や助産師が訪問指導を実施します。令和 5 年度から「伴走型相談支援」の 2 回目を兼ね、産前産後に利用可能な子育て支援サービスの紹介も行っています。

新生児聴覚検査

福祉支援課（福祉事務所）

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、おおむね生後 3 日以内の新生児を対象に聴覚検査を実施します。（1 人最大 2 回健診費補助）

産婦健康診査

福祉支援課（福祉事務所）

出産後の母体の健康を管理し、心身ともに安定した中で子育てができるように、また、次期妊娠及び出産の安全を図ることを目的として実施します。（1人2回健診費補助）

産後ケア事業

福祉支援課（福祉事務所）

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

- ・訪問型：随時実施
- ・宿泊型：町が委託契約している助産施設等で実施
- ・デイサービス型個別型（施設利用型）：町が委託契約している助産施設等で実施
- ・デイサービス型集団型（産後サロン）：各保健センターで年6回実施

4～5か月・9～11か月児健康診査

福祉支援課（福祉事務所）

乳幼児期は、個々の問題に対応したきめ細やかな保健指導が必要です。この時期に健康診査を行い、発育発達の確認、疾病、異常の早期発見及び保護者の育児不安に対する保健指導を実施します。栄養士による離乳食指導や歯科衛生士による歯磨き指導も実施します。（年6回実施）

1歳6か月児健康診査

福祉支援課（福祉事務所）

幼児初期の身体発育・精神発達の面で、歩行や言語等の発達のチェックに適した1歳6か月児に健康診査を行い、運動機能、視聴覚、精神発達などの障がいを早期に発見し、適切な指導を行います。また、よい生活習慣の確立、幼児の栄養、その他幼児の健全育成支援、保護者への育児支援を図ります。一般健康診査の他、歯科健康診査も実施します。（年6回実施）

3歳児半健康診査

福祉支援課（福祉事務所）

身体発育及び精神発達の面から、最も重要な時期にあたる3歳半児に対し、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成支援、保護者への育児支援を図ります。一般健康診査の他、歯科健診及び視力・聴覚の検査など、総合的健康診査を実施します。（年6回実施）

5歳児健康診査

福祉支援課（福祉事務所）

発達や情緒、社会性や集団行動の場面で環境調整等の支援が必要な児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するための気づきの場になっており、児童への適切な対応や就学に向けての準備へとつなげられるよう対応します。就学に向けて、保護者の不安の解消になるよう、診断につなぐだけでなく、児童のより健全な育成のための「支援」につなげます。

すまいる歯科健康診査	福祉支援課（福祉事務所）
歯の健康に関する意識の向上とむし歯予防を目的として、1歳・2歳/2歳半・3歳・4歳・5歳の幼児を対象に、歯科健康診査とフッ素塗布（希望者）を行います。 （1人6回健診費補助：医療機関委託）	

乳幼児精密健康診査	福祉支援課（福祉事務所）
乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳半児健康診査の結果、さらに精密な診断を行う必要があると認められた場合、医療機関に委託し、精密健康診査を実施します。	

予防接種事業	健康長寿課
予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にします。なお、BCG以外の予防接種については、個別接種を基本とします。	

食生活改善推進員活動	健康長寿課
地区住民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活で、健康で心豊かに過ごすことができるよう、地域での食生活改善推進員の活動を支援します。また、健康や栄養に関する知識の普及及び食生活の改善についての推進活動を行うための研修や情報の提供を行います。	

母子保健推進員活動支援事業	福祉支援課（福祉事務所）
母子保健推進員は、母子に関する問題の把握や妊娠の早期届出、健康診査の受診勧奨、子育て支援の自主的な活動（子育てサロンの開催等）を行い、地域と行政のパイプ役となり、母子保健の向上を図るために配置されています。この推進員の活動が円滑に行われるよう、研修会の実施や活動への支援を行います。	

母子保健の広報活動	福祉支援課（福祉事務所）
町報へ3歳児健診でむし歯のない児を掲載するなどして、母子保健・歯科保健に関する広報を行います。	

未熟児養育医療給付事業・未熟児訪問指導事業**福祉支援課（福祉事務所）**

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすくその死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障がいを残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要です。出生時体重が 2,000g 以下の児、あるいは医師が入院療育を必要と認めた未熟児を対象に医療の給付を行います。また、退院した際には未熟児訪問指導等を行います。（県から町に権限委譲された事業）

心の健康相談事業**福祉支援課（福祉事務所）**

妊婦、子育て中の保護者等から育児不安や不眠などの心に関連する相談があった場合、保健師・心理カウンセラーがこれに応じます。

〇永良部島妊婦出産支援費助成事業**福祉支援課（福祉事務所）**

〇永良部島には島内に分娩できる施設がないため、妊婦が健診及び出産のために島外の医療機関に出向く旅費・宿泊費に要する経費の一部（5万円）を助成しています。引き続き助成を行うとともに、制度を周知し、経済的負担の軽減を図ります。

不妊治療旅費助成事業**福祉支援課（福祉事務所）**

不妊治療に係る通院や現地滞在等に要する旅費の一部を助成しています。引き続き一部助成を行うとともに、制度を周知し、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援します。

3 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童が身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

要保護児童対策地域協議会

福祉支援課（福祉事務所）

屋久島町の要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

家庭児童相談事業

福祉支援課（福祉事務所）・健康長寿課

児童の福祉について、中央児童相談所と連携し、養護相談、保健相談、育成相談、障がい相談、非行相談等の相談援助を行います。

育児相談事業

福祉支援課（福祉事務所）・健康長寿課

保健センターにおいて、子どもの発育、発達の面で気になることや、保健福祉サービス等の相談を行います。（随時、電話可）。

障害児保育事業

福祉支援課（福祉事務所）

障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れる保育所に対し、保育士の増員や施設整備など、関係機関と十分協議を重ねながら受け入れ態勢の整備を図ります

教育相談

教育総務課

知的、自閉・情緒等の障がいをもつ子ども（新入学児童生徒及び在校生）に関しての教育支援委員会を開催し、幼稚園、保育園、小・中学校関係者で情報を共有し、支援等が必要である子ども達に対して適正な就学を進めます。また、就学時健診において、支援が必要である新入学児童と保護者に対し就学相談を行います。

医療的ケア児の支援

福祉支援課（福祉事務所）

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。

4 子育てにかかる費用への支援

近年の経済環境の悪化等により、子育て家庭を取り巻く現状は厳しさを増しています。子育てにかかる経済的な負担感などを原因として、子育てに対し消極的となる家庭を増加させないために、児童手当などの経済的支援を行います。

子ども医療費助成事業

福祉支援課（福祉事務所）

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの診療（保険適用）に対する医療費について自己負担額を助成します。令和7年度より窓口負担が0となる現物給付となります。

母子・寡婦福祉資金の貸付

鹿児島県・福祉支援課（福祉事務所）

子どもが高校、大学などに就学するための資金や、本人が事業開始や就職するときに必要な知識技能を習得するための資金などがあります。低利や無利子で借りられます。

児童手当

福祉支援課（福祉事務所）

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育し、監護生計要件を満たす父母等に対し、2か月に1回支給します。

児童扶養手当

福祉支援課（福祉事務所）

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの間にあるもの。ただし、障がい児は20歳になるまで。）を監護している父又は母、または父又は母に変わってその児童を養育している方（養育者）に支給されます（所得制限があります。）。ひとり親家庭となった方々に対して、引き続き手当の認定案内をするとともに、新たにひとり親家庭になった方々が、円滑に手続きが出来るように制度周知を行います。

特別児童扶養手当

鹿児島県・福祉支援課（福祉事務所）

身体または精神に重度または中度の障がいがある在宅の児童（20歳以下）の養育者に対して支給されます（所得制限があります）。対象となる児童の保護者に対して、引き続き認定案内を行うとともに、新たに障がい診断された児童の保護者が、円滑に手続きが出来るように制度周知を行います。

屋久島町子ども通院費助成事業	福祉支援課（福祉事務所）
島外で医療を受ける必要がある子どもとその付き添い者が、島外の医療機関等を受診する際の交通費及び宿泊費等を一部助成します。	
屋久島町すこやかベビー出産祝金事業	福祉支援課（福祉事務所）
子どもの出生を祝福し健やかな成長を願い、屋久島町に住所を有して 1 年以上の母に対してすこやかベビー出産祝金を支給します。	
1 か月児健康診査費用助成事業	福祉支援課（福祉事務所）
出生後 1 か月を経過する時期の乳児に対して実施する健康診査を受診する保護者に対して、経済的負担軽減を図るため健診費用を助成します。	
初回産科受診料費用助成事業	福祉支援課（福祉事務所）
低所得世帯の妊婦の方の経済的負担軽減を図るため、妊娠の判定を受けるために産科医療機関を初回受診した際の費用の一部を公費で助成します。	
多胎妊婦健康診査支援事業	福祉支援課（福祉事務所）
単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなる多胎児を妊娠した妊婦の方の経済的負担軽減を図るため、妊婦健康診査の回数に追加して健康診査を受診した方に対し健康診査の費用の一部を助成します。	
妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援 助成事業	福祉支援課（福祉事務所）
出産時に、自宅や里帰り先から最寄りの分娩取扱施設までおおむね 60 分以上の移動を余儀なくされる妊婦の方の経済的負担の軽減を目的に、分娩取扱施設までの分娩時の移動にかかる交通費と出産予定前から分娩取扱施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費を助成します。	
ひとり親家庭等医療費助成事業	福祉支援課（福祉事務所）
18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までにある児童（障害がある場合は 20 歳未満）を扶養するひとり親家庭の親及び児童並びに父母のない児童の医療費について、保険診療にかかる自己負担額の全額を助成します（所得制限があります。）。ひとり親家庭となった方々に対して、引き続き医療費助成の認定案内を行うとともに、新たにひとり親家庭になった方々が、円滑に手続きが出来るように制度周知を行います。	

障害児福祉手当

福祉支援課（福祉事務所）

身体または精神に特に重度の障がいがある児童（20 歳以下）に対し、障害児福祉手当が支給されます（所得制限があります）。引き続き新たに対象となる者に対し、申請案内を行うとともに、制度周知を行います。

重度心身障害者医療費助成

福祉支援課（福祉事務所）

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A（A1・A2）、身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B1 所持者に対して、保険診療分の医療費を助成します。

生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会

低所得者、高齢者、身体障がい者等の世帯に対し、生活福祉資金の案内を引き続き行います。

5 県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所や関係機関等と連絡・調整をはかり、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について鹿児島県と連携強化に努めます。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等）
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 養育費の確保支援策

- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

エ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- たすけあい資金の貸付
- 医療費の助成

(3) 職業生活と家庭生活との両立支援

国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する鹿児島県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- 男女共同参画社会の促進

イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- かごしま子育て応援企業登録制度の普及促進

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 認定こども園や保育所の充実等
- 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上

第 5 章

事業計画

このページは白紙です。

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本町では、以下の理由から、子ども子育て会議を経て、町内全域を1区域として設定します。

- ア 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- イ 今後の教育・保育需要の変化に対して、施設の整偏等への柔軟な対応ができること。
- ウ 居住エリア以外（通勤途中等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- エ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

2 幼児期の学校教育・保育

（1）教育・保育の支給の認定について

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園の利用状況」に「利用希望」を加味し、国の定める以下の3つの区分で認定します。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3 - 5 歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3 - 5 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0 - 2 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（２）幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」

「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を以下に定めます。

①学校教育・保育の量の見込み

【量の見込み】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
1 号認定 + 2 号認定 （教育ニーズ）	22	20	17	16	16
うち 2 号認定（教育ニーズ）	5	5	5	5	5
2 号認定（保育ニーズ）	122	146	123	115	112
3 号認定	56	95	107	107	107
0 歳児	9	17	16	16	17
1 歳児	23	46	47	46	46
2 歳児	24	32	44	45	44
合 計	232	261	247	238	235

②学校教育・保育の確保方策

【1 号認定 + 2 号認定（教育ニーズ）の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	27	25	22	21	21
②確保方策（利用定員数）	54	44	34	30	28
②－①過不足	27	19	12	9	7

【2 号認定（保育ニーズ）の確保方策】

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	161	146	123	115	112
②確保方策（利用定員数）	165	165	140	130	120
②－①過不足	4	19	17	15	8

【3号認定（0-2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	89	95	107	107	107
②確保方策（利用定員数）	108	117	117	117	117
②－①過不足	19	22	10	10	10

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16	17	16	16	17
②確保方策（利用定員数）	21	24	24	24	24
②－①過不足	5	7	8	8	7

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	46	47	46	46
②確保方策（利用定員数）	44	47	47	47	47
②－①過不足	11	1	0	1	1

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	32	44	45	44
②確保方策（利用定員数）	43	46	46	46	46
②－①過不足	3	14	2	1	2

3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

(1) 保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の2の2(一)〕

保育利用率:満三歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

(2) 保育利用率の目標値の設定

現在の利用状況及びニーズ調査により算定した3号に該当する子どもの保育の量の見込みから、令和7年度以降の「保育利用率の目標値」は以下のようになります。

利用定員・推計児童数から算定した「保育利用率」は、各年度、目標値を達成できる見込みです。

【保育利用率（3号認定）】

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保育利用率の目標値	60.1	61.3	62.6	62.6	62.2
保育利用率	73.0	75.5	68.4	68.4	68.0
確保方策(利用定員数)	108	117	117	117	117
推計児童数（3歳未満）	148	155	171	171	172

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要となります。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、適切に普及・促進を図っていきます。

また、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、鹿児島県の実施する研修等に関する情報提供を行い、資質向上を図ります。

さらに、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等については、鹿児島県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、県と本町は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、十分に調整・連携の上、取組を進める必要があります。

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実強化を図ります。

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）における情報提供の充実
- 利用者支援事業における情報提供の充実

6 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

	事業名	実施有無
1	利用者支援事業	○
2	地域子育て支援拠点事業	○
3	妊婦健康診査	○
4	乳児家庭全戸訪問事業	○
5	養育支援訪問事業	○
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	×
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	×
8	一時預かり事業	○
9	延長保育事業	○
10	病児・病後児保育事業	×
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○
12	子育て世帯訪問支援事業	○
13	児童育成支援拠点事業	×
14	親子関係形成支援事業	×
15	妊婦等包括相談支援事業	○
16	乳児等通園支援事業	○
17	産後ケア事業	○
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業	×
19	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	×

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型・特定型【箇所】	—	—	—	—	—
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

【確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	0	0	0
こども家庭センター型【箇所】	1	1	1	1	1

※令和6年4月1日から、「母子保健型」に代わり、新たに「こども家庭センター型」が実施形態として創設されました。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人】	—	—	—	0	0
実施箇所	—	—	—	1	1

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査、人口動態等を勘案して算定しました。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		102	107	118	118	119
確保方策	②【人】	110	110	120	120	120
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		8	3	2	2	1

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績【人】	112	92	75	75	64
対応窓口【箇所】	1	1	1	1	1

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。今後も母子健康手帳交付時に妊産健康診査助成券を交付し、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠中の健康診査費用の負担軽減を図ります。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		54	55	54	54	56
確保方策	②【人】	56	56	56	56	56
	【受診券配布窓口】	3	3	3	3	3
過不足②－①		2	1	2	2	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
訪問数【人】	54	52	29	29	26
対応箇所【箇所】	1	1	1	1	1

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。生後4か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握に努め、必要に応じて継続的な支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】	54	55	54	54	56
②確保方策【人】	54	55	54	54	56
過不足②－①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
訪問数【人日】	—	119	29	68	23
対応箇所【箇所】	—	2	2	2	1

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績を勘案して算定しました。家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携して対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】	40	35	35	35	35
②確保方策【人日】	40	35	35	35	35
過不足②－①	0	0	0	0	0

単位：人日…年間の延べ日数

（６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者数【人日】	—	—	—	—	—
施設数【箇所】	—	—	—	—	—

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

本計画期間中において実施予定はありませんが、今後の状況をみながら検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人日】	0	0	0	0	0
	【対応箇所】	0	0	0	0	0
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
会員数【人】	—	—	—	—	—
施設数【箇所】	—	—	—	—	—

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

本計画期間中において実施予定はありませんが、今後の状況をみながら検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人日】	0	0	0	0	0
	【対応箇所】	0	0	0	0	0
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の延べ日数

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【事業実績】

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園型	1号認定	【人日】	0	0	0	0	0
	2号認定	【人日】	0	0	0	0	0
	施設数	【箇所】	4	4	4	4	4

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一般型	【人日】	286	169	301	323	210
	【箇所】	6	6	6	6	5

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査、人口動態等を勘案して算定しました。現在幼稚園型4か所、一般型5か所の施設で実施しています。今後も保護者の利用希望に沿った、身近な地域でサービスの提供が受けられるよう努めていきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	①幼稚園型（1号認定）【人日】		7	6	5	5	5
	②幼稚園型（2号認定）【人日】		0	0	0	0	0
	③一般型【人日】		320	320	310	300	300
確保方策	幼稚園型	④【人日】	7	6	5	5	5
		【施設】	4	4	4	4	4
	一般型	⑤【人日】	320	320	310	300	300
		【施設】	5	5	5	5	5
過不足	幼稚園型④－(①＋②)		0	0	0	0	0
	一般型⑤－③		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人】	31	36	28	22	20
施設数【箇所】	6	6	6	6	6

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査、人口動態等を勘案して算定しました。現在 6 か所の施設で実施しており、今後も保護者の利用希望に沿ったサービスが提供できるよう努めていきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		32	30	29	28	29
確保方策	②【人】	32	30	29	28	29
	【対応箇所】	6	6	6	6	6
過不足②－①		0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

(10) 病児・病後児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【事業実績】

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数【人日】	—	—	—	—	—
施設数【箇所】	—	—	—	—	—

※病児保育のみ 体調不良児は除く

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

本計画期間中において実施予定はありませんが、今後の状況をみながら検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】		503	469	448	436	447
確保方策	②【人日】	0	0	0	0	0
	【箇所】	0	0	0	0	0
過不足②－①		△503	△469	△448	△436	△447

※病児保育のみ 体調不良児は除く

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【事業実績】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①利用者数【人】		64	64	72	152	196
	1年生【人】	22	20	25	56	62
	2年生【人】	14	21	15	36	48
	3年生【人】	14	11	15	26	40
	4年生【人】	10	8	9	20	28
	5年生【人】	1	3	7	7	14
	6年生【人】	3	1	1	7	4

◆量の見込みと確保方策及び今後の方向性

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査、人口動態等を勘案して算定しました。現在、放課後児童クラブは6か所開設されていますが、未設置の地域については、今後の状況をみながら検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人】		139	131	120	113	98
	低学年【人】	102	94	84	80	68
	高学年【人】	37	37	36	33	30
確保方策	②【人】	172	197	140	140	140
	【箇所】	6	7	7	7	7
過不足②－①		33	66	20	27	42

※単位：人…年間の利用実人数

「新・放課後子ども総合プラン」終了後における放課後児童対策について

令和5年度をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、引き続き、計画的に放課後児童対策を推進していきます。

●放課後子ども教室の実施について

放課後子ども教室を希望する学校区を調査し、福祉部局及び教育委員会が学校関係者や地域の方々と連携を図りながら検討を進めていきます。

●放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

現在実施している放課後児童クラブ又は保護者等の要望を聴き、福祉部局と教育委員会・学校関係者で十分な協議を行い、検討を進めていきます。

●放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

小学校内での放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にあたっては、実施主体である福祉部局と教育委員会の間で課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ、実施における責任体制を明確にしたうえで運用ルール等を策定していきます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がい等により特別な配慮を必要とする児童に対する支援方法等に関する研修の実施、又は研修への参加を促進していきます。

●事業の質の向上に関する方策

放課後児童支援員等の資質向上のための研修の実施、又は研修への参加を通じて、支援の質の向上を図ります。また適切な放課後児童クラブの運営に資するため、実地指導等を行っていきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

18 歳までの子どもについて支援が特に必要な家庭で、養育が適切に行われるよう訪問支援員が自宅を訪問し、家事及び育児に関する支援を行います。

※本事業は令和4年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【人日】	24	25	20	20	20	20
②確保方策【人日】	24	25	20	20	20	20
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績値

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

※本事業は令和4年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み【実人数】	0	0	0	0	0	0
②確保方策【実人数】	0	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績値

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

※本事業は令和4年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み【実人数】	0	0	0	0	0	0
確保方策【実人数】	0	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績値

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

※本事業は令和6年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数	54	55	54	54	56
	1組あたり面談回数【回】	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数【回】	162	165	162	162	168
確保方策	こども家庭センター※【回】	165	165	165	165	165
	上記以外で業務委託【回】	0	0	0	0	0

※「屋久島町こども家庭センター」は令和7年度設置

(16) 乳児等通園支援事業

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。令和8年度からの本格実施を目指します。

※本事業は令和6年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	0	3	3	3	3
	確保方策（延べ人数）	0	2	2	2	2
1歳児	量の見込み（延べ人数）	0	1	1	1	1
	確保方策（延べ人数）	0	3	3	3	3
2歳児	量の見込み（延べ人数）	0	1	1	1	1
	確保方策（延べ人数）	0	3	3	3	3

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

※本事業は令和6年法改正に基づく新規事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）【人日】	30	30	30	30	30
確保方策（延べ人数）【人日】	30	30	30	30	30

(18) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

第6章

計画の推進

このページは白紙です。

1 計画の推進体制

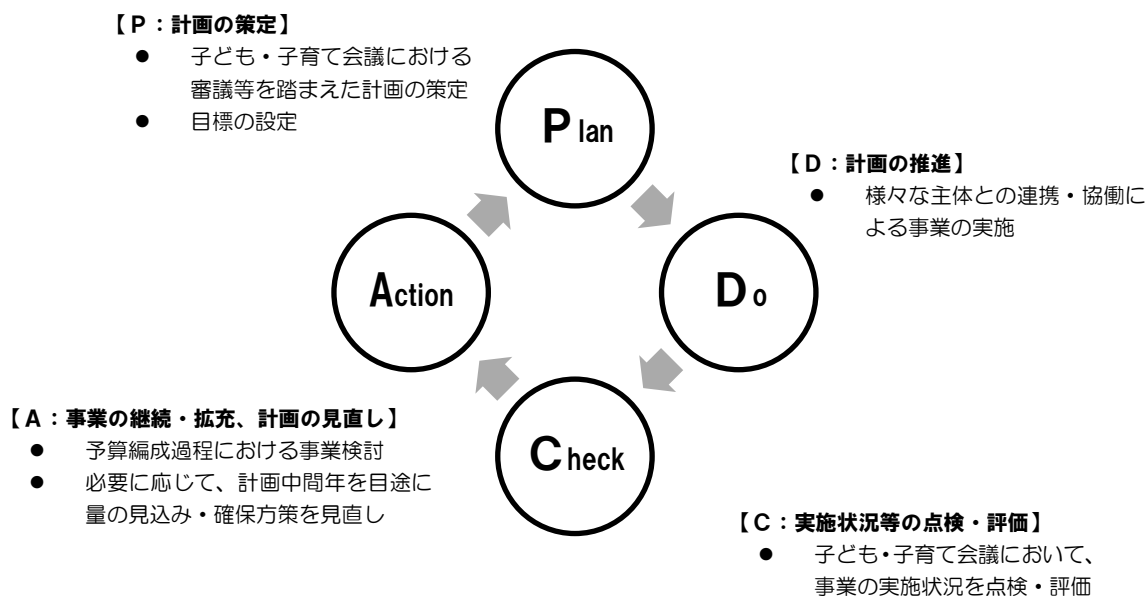
本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「屋久島町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

【PDCA サイクルのイメージ】



このページは白紙です。

資料編

このページは白紙です。

1 屋久島町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 20 日条例第 41 号

屋久島町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する屋久島町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第4条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年1月1日から施行する。

2 屋久島町子ども・子育て会議委員名簿

No.	機関名	職名	氏 名	備 考
1	なかよし保育園	園 長 (保護者)	富永 薫輝	認可保育所代表
2	ゆかり幼稚園・どんぐりの森保育園	園 長	石田尾 雄二	【会長】・認定こども園代表
3	すみれ子ども園	保護者代表	野村 咲代	認定こども園代表
4	安房保育園	園 長	川東 敬	認定こども園代表
5	あゆみの森こども園	園 長	熱田 博之	認定こども園代表
6	マンマハウス	代 表	藤山 智代	小規模保育事業所代表
7	学童保育と学習塾のてとて	保護者代表	石田尾 徹	放課後児童健全育成事業者代表
8	鹿児島県屋久島保健所	技術主幹兼 保健福祉係長	笹原 留美	
9	屋久島町議会	産業厚生 常任委員長	緒方 健太	
10	屋久島町校長会	代 表 (幹事)	有馬 博志	屋久島町立一湊小学校校長
11	屋久島町PTA連絡協議会	会 長	眞邊 博文	(中央中学校)
12	屋久島町民生委員・児童委員協議会	副会長	寺田 哲史	
13	屋久島町	副町長	岩川 茂隆	【副会長】
14	屋久島町教育委員会	教育総務課長	泊 光秀	